

# 知っておきたいソフトウェア 関連判決（その42）

— 知的財産高等裁判所 特許権侵害行為差止等請求事件 —

特許委員会第3部会 徳山 英浩

## 要 約

本件は、被控訴人のサービスが控訴人の有する特許権を侵害しているとして、サービスの差止め及び損害賠償等を請求した事案である。

### 目次

1. 判決の要約
2. 本件発明1の内容
3. 被控訴人（被告）の方法
4. 知財高裁の判断
5. 考察

#### 1. 判決の要約

- (1) 事件番号：知財高裁平成26年(ネ)第10107号
- (2) 判決言渡日：平成27年5月14日
- (3) 控訴人（原告）：株式会社ハッピー  
被控訴人（被告）：ロイヤルネットワーク株式会社
- (4) 主な争点：本件発明1の構成要件(1D)の「一覧出力形式」の文言解釈（※本件発明2-6は主な争点になっていないので、以下では省略する。）
- (5) 結論：控訴棄却（※特許権者が敗訴）

#### 2. 本件発明1の内容

- (1) 本件発明1（特許第3604335号の請求項1に係る発明）  
[1A] クリーニング対象の品物の保管業務における顧客からの預かり物の内容をインターネットを介して顧客に提示する預かり物の提示方法であって、  
[1B] 提示者が利用する第1通信装置により、顧客から預かるべき複数の品物又は顧客から預かった複数の品物の画像データを得て、該複数の品物の画像データを記憶手段に記憶する第1ステップと、  
[1C] 顧客が直接利用するウェブブラウザ機能を備えた第2通信装置から受信するユーザ情報と前記複数の品物の画像データに対応付けて前記記憶手段に予め

記憶された認証情報とに基づいて認証を行う第2ステップと、

[1D] 前記ユーザ情報が前記認証情報と一致する場合には、前記記憶手段に記憶された前記複数の品物の画像データの中から、前記ユーザ情報に対応するものを一覧出力形式で、品物の顧客による識別の用に供すべく、前記第2通信装置へ送信する第3ステップとを有し、

[1E] 該第3ステップは、品物を識別した顧客の画面上における所定のクリック操作に応じて品物の選択的な返却要求を前記第2通信装置から送信させるようになしたウェブページに、前記品物に対応する画像データを含めて送信する

[1F] ことを特徴とする預かり物の提示方法。

#### (2) 背景

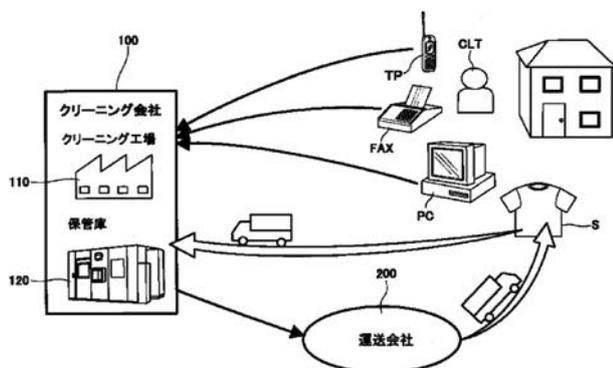
本件発明1は、クリーニング業務又はクリーニング対象となる品物の保管業務を行う事業者が顧客から預かっている品物の内容をコンピュータネットワークを介して提示する方法に関する。

従来、「宅配クリーニング」という事業が行われている。この事業は、本願図6に示すように、クリーニング会社100が、顧客CLTとの窓口となる店舗を持たず、顧客CLTからコンピュータPC等を利用してクリーニングの注文を受け、運送会社200を介して衣服Sの受取りや宅配を行うものである。この宅配クリーニングの業務の1つとして、オフシーズンなどで着なくなった衣類Sをクリーニング会社100で保管する保管業務がある。

特に、保管業務では衣類Sを数ヶ月から数年の期間

に亘って保管することが普通であるため、顧客 CLT が、自分が預けている衣類 S がどのようなものであったかを忘れてしまうことがある。

【図6】（本願）



本件発明1は、顧客から預かっているクリーニング対象の品物がどのようなものであるかを、コンピュータネットワークを用い、顧客との共有が可能な品物の画像データの形態で提示できるようにした預かり物の提示方法に係る発明である。

(3) 実施形態の概要

【図5】（本願）



本願図5は、各顧客からの預かり物を画像として表示するための「お預かり表」のウェブページの具体例である。

本願図5に示すように、「お預かり表」のウェブページSBには、抽出された全てのレコードに記述されている画像データパスの画像データがタイル形式に貼り付けられて表示される。このため、多数の画像データがある場合には、スクロールバーが表示され、これを顧客 CLT がスクロール操作することによって全ての画像データを閲覧することが可能となっている。また、このウェブページSBは、貼り付けられている画像データ上でのマウスのクリック操作等の選択

操作によって、対応する衣類 S の返却をサーバマシン SV に対して要求する旨の情報（返却要求情報）を送信するように作成されている。』（段落 0055, 0056 参照）

本件発明1によれば、『衣類等のクリーニング対象物の保管業務を行う事業者が、顧客から預かっている対象物の内容を画像で遠隔地の顧客に対して視覚的に示すことができるばかりでなく、顧客は、預けている対象物の中から自分が所望しているものを容易かつ的確に前記事業者に対して知らしめることができる。しかも、これを通信により実現するので、前記事業者と顧客との間の速やかな応答が期待できる。』（段落 0060 参照）

(4) 審査経過

- 出願日 : 平成 12 年 9 月 5 日（特願 2000 - 269106 号）
- 手続補正 : 平成 12 年 9 月 8 日
- 審査請求 : 平成 13 年 8 月 9 日
- 拒絶理由通知 : 平成 13 年 10 月 23 日（発送日）
- 意見書/補正書 : 平成 13 年 12 月 11 日
- 拒絶査定 : 平成 14 年 5 月 20 日
- 不服審判請求 : 平成 14 年 6 月 27 日
- 手続補正 : 平成 14 年 7 月 29 日
- 審査前置解除 : 平成 14 年 8 月 30 日
- 特許審決 : 平成 16 年 10 月 29 日

※本件発明1の構成要件(1D)の「一覧出力形式」の文言は、平成13年12月11日提出の補正書により限定されたが、明細書中に「一覧出力形式」との直接的な記載及び定義は無い。

3. 被控訴人（被告）の方法

被控訴人は、遅くとも平成21年12月16日以降、業として、被控訴人方法を使用した「マイクロク」サービスを一般顧客に提供している。

被控訴人方法には、平成25年4月29日までのもの（以下「旧被控訴人方法」という。）と、同月30日以降のもの（以下「新被控訴人方法」という。）とがある（特に区別しない場合は、両方法を指す）。

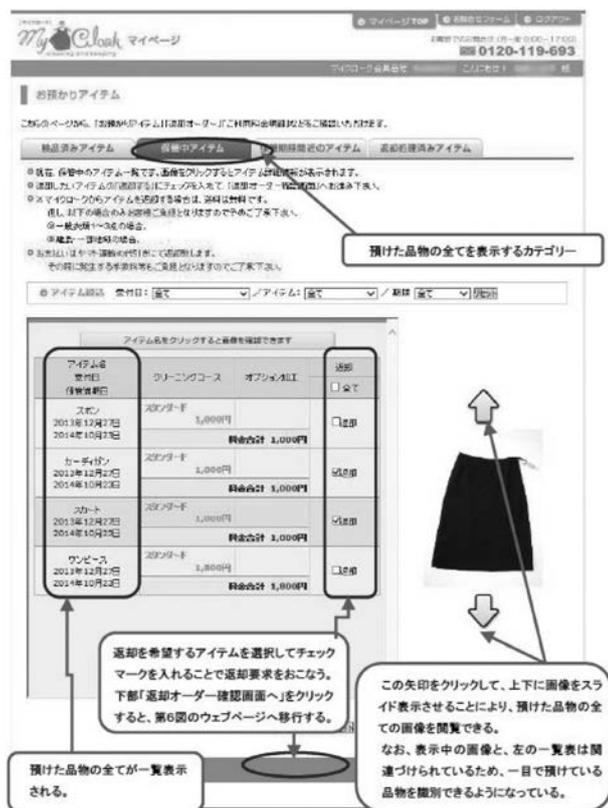
新被控訴人方法及び旧被控訴人方法では、各画像データは、「検品済みアイテム」、「保管中アイテム」、「保管期限間近のアイテム」、「返却処理済みアイテム」の4つのカテゴリーに分けられてサーバに記録されて

いる。

旧被控訴人方法では、顧客が「保管中アイテム」というボタンをクリックした時、「保管中アイテム」の画像についてののみ、その全てが顧客側に送付され、「保管中アイテム」以外のアイテムに関する画像データは顧客側には送信されない。

新被控訴人方法では、判決文に添付の第5図に示すように、顧客が「保管中アイテム」というボタンをクリックした時、「保管中アイテム」の画像のうち1枚のみが顧客側に送信され、「保管中アイテム」の画像のうちのほかの画像や「保管中アイテム」以外のアイテムに関する画像データは顧客側に送信されない。

【第5図】（判決文）



#### 4. 知財高裁の判断

控訴人の当審における追加主張を踏まえても、被控訴人方法は、控訴人の本件発明1を侵害しておらず（均等侵害を含む。）、控訴人の差止請求及び損害賠償請求はいずれも理由がなく認められないから、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は棄却されるべきものと判断する。

##### （1）一覧出力方式の解釈について

控訴人が主張するように、確かに、「全体を一目で分

かるように」するためには、全体が画面に表示される必要があるものの、その場合、画面への表示までに送信されるデータが一度で出力されなければならない必然性はない。また、段落0055にあるとおり、本件発明1は、画面をスクロールする場合を含むのであって、この場合、画面上表示されない画像データについては事前に送信しなくても、表示するためのスクロールの時点までに送信されていれば、全体を確認することができる以上、画面上表示されない画像データについては事前に送信しない方法も考えられ、このような観点からしても、画像出力の回数を1回に限定する必要はない。・・・しかしながら、そう解釈した場合であっても、・・・顧客が、表示されていない品物の存在を失念している場合には、他のカテゴリーにアクセスしたり、同一カテゴリー内にある他の画像を呼び出したりすることは考えられないのであって、自分が預けた品物を全て正確に把握するという上記課題を解決できないから、「全体に一通り目を通す」ことにならない。そうすると、1回の呼出操作で全ての商品の画像が同一ウェブページに表示されない新旧いずれの方法についても、被控訴人方法がこの要件を欠くものとなる。

したがって、被控訴人方法は、本件発明1の技術的範囲に属しない。

##### （2）被控訴人方法について

また、控訴人は、構成要件1Dの充足性の判断は「保管中アイテム」のカテゴリーについてののみ判断すれば足り、それ以外のカテゴリーを考慮する必要はないと主張する。

しかしながら、本件発明1において、・・・対象となる預かり物は、衣類等のクリーニング業務で扱われる品物で、顧客の手を離れて業者が預かった時点以降の全てのものを指すとされている。これに対し、被控訴人方法の「検品済みアイテム」に表示される品物は、・・・「クリーニング対象の品物の保管業務における預かり物」に該当することは明らかである。・・・上記課題を解決するためには、「検品済みアイテム」のカテゴリーを除外して検討してもよいことにはならない。

また、「返却処理済みアイテム」についてみると、・・・本件各発明における預かり物とは、顧客に返還されるまでの物を指すから（段落0018）、実際に手元に戻ってくるまでは「預かり物」であることに変わ

りない。また、保管期間経過後即時に顧客の手元に品物が到着するわけではなく、返却実際の返却までには一定の期間を要することになるから、顧客としては、保管物の存在や内容を失念している場合には、上記期間内であっても全ての預かり物を正確に把握するという上記課題が生じ得る。したがって、上記課題を解決するためには、「返却処理済みアイテム」のカテゴリーを除外して検討してもよいことにはならない。

よって、控訴人の主張は採用できない。

### （3）均等論について

控訴人は、控訴人方法であっても、他のカテゴリーにアクセスしたり、同一カテゴリー内にある他の画像を呼び出したりすることで、本件各発明の目的を達成することができるから、本件各発明と同一の作用効果を奏することができる」と主張するが、これは、「一覽出力方式」を採用することで、一覽性をもって、預かり物の画像を全て顧客に提供することで確実に品物を把

握させるといふ本件各発明の技術的意義を否定する主張にほかならず、採用の限りではない。

## 5. 考察

出願時の明細書には「一覽出力形式」の文言はなく、出願当初は本件発明の特徴ではなかったが、中間段階で当該文言が追加され、それに基づく作用・効果の主張がなされた。結果的に、当該作用・効果の主張が権利範囲を限定解釈される要因となった。

本件は、拒絶査定不服審判を請求した上、審査前置解除も受けており、「一覽出力方式」という強い限定要素となる文言を入れざるを得なかった状況が伺える。結果論となるが、このような文言を追加する際には、将来の侵害の態様等を十分考慮してより一層慎重に進める必要がある。

以 上

（原稿受領 2016. 1. 14）